

第3号様式

第1回ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会会議録

(令和3年5月31日作成)

- 1 開催日時 令和3年5月17日(月)午後2時00分から
- 2 開催場所 船橋市役所本庁舎11階113会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 藤野達也委員、早川勇夫委員、小島紀子委員、児島和子委員、土屋仁志委員、斎藤伸也委員
 - (2) 事務局 竹中高齢者福祉課長、田島高齢者福祉課長補佐、中村施設管理係長、係員2名
- 4 欠席者 なし
- 5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
 - (1) 委員長の選任 公開
 - (2) 委員会の設置について 公開
 - (3) ケアハウス市立船橋長寿園の概要 公開
 - (4) 募集要項(案)の承認 一部非公開(※)
 - (5) 選定方法・評価基準の決定 非公開(※)

※船橋市情報公開条例第7条第5号に該当する不開示情報を審議することから、同条例第26条第2号に該当するため
- 6 傍聴者数 0人
- 7 決定事項
 - (1) 委員長の選任
委員の互選により藤野委員が委員長に選任された。また、藤野委員より早川委員が職務代理人として指名された。
 - (2) 募集要項の承認
募集要項(案)について事務局より説明がなされ、募集要項(案)が承認された。
 - (3) 選定方法・評価基準の決定
選定方法及び評価基準(案)について事務局より説明がなされ、審議を経て選定方法及び評価基準が決定された。

8 議事

◆次第1「開会」

○事務局(施設管理係長)

それでは定刻となりましたので、ただいまより第1回ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会を開催いたします。

皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、高齢者福祉課施設管理係長の中村と申します。よろしくお願いいたします。

本日の委員会では、お配りしておりますファイルの1枚目次第に基づきましてご審議をお願いしたいと思います。第1回目の会議ですので、委員長選任までの議事につきましては事務局で進行させていただきます、よろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして本日の会議の公開・非公開について説明させていただきます。

会議の公開・非公開につきましては、「附属機関等の会議の公開実施要綱」により、事前に決定して公表する必要がある、本委員会の会議の「公開の取扱い基準」では、あらかじめ委員長と協議のうえ、公開・非公開を決定するものとしております。また、傍聴者の定員も(委員会)開催のつど委員長が定めるものとしておりますが、本日は第1回目の会議であり、まだ委員長が選

任されておりませんので、会議の公開・非公開については「附属機関等の会議の公開実施要綱」第4条の規定により、次第7の一部と次第8の「選定方法・評価基準の決定」に関する事項は船橋市情報公開条例第7条第5号に該当する不開示情報が含まれるため非公開とし、その他につきましては公開といたします。

また、傍聴人の定員は事務局で決定させていただき、定員を5人といたします。

なお、本委員会の議事録につきましては、原則、委員名を含め公開となっております。不開示情報が含まれる部分につきましては公開されませんが、不開示理由が消滅した場合には、公開されます。本委員会の場合、選定が終了した時点で公開となります。

なお、委員の皆様には守秘義務がございますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は傍聴人の申出はありませんでした。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の会議で使用いたします資料につきましてはファイル1冊にまとめて事前に皆様にお渡しさせていただきました。よろしいでしょうか。

◆次第2「委嘱状及び辞令の交付」

○事務局（施設管理係長）

続いて次第2「委嘱状及び辞令の交付」でございますが、あらかじめ委嘱状及び辞令を机の上に置かせていただきました。コロナ禍の状況につきまして、手渡しでの交付は割愛させていただきますので、ご了承願います。

◆次第3「高齢者福祉課長あいさつ」

○事務局（施設管理係長）

続きまして、高齢者福祉課長からご挨拶させていただきます。

○高齢者福祉課長

はじめまして、竹中と申します。今日はわざわざお見え頂いて、また、悪天候の中ありがとうございます。このケアハウス市立船橋長寿園ですが、こちらは船橋市内で唯一の公立のケアハウスでございます。指定管理制度という制度下で運営させていただくものではございますが、入所者の皆様の安定した暮らしの継続のためにどうぞ皆様お力をお貸しいただいて、より良い選定ができますようお願い申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（施設管理係長）

続きまして、お配りしておりますファイルの資料1「委員名簿」に沿って各委員の紹介をさせていただきます。

まず、藤野達也（ふじのたつや）委員です。

藤野委員は、淑徳大学総合福祉学部教授でいらっしゃいます。高齢者福祉に高い識見をお持ちで、令和元年度の老人福祉センター指定管理者選定委員会や令和2年度の船橋市老人福祉施設の指定管理者選定委員会では委員長を務めていただきました。よろしくお願いいたします。

○藤野委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（施設管理係長）

続きまして、早川勇夫（はやかわいさお）委員です。早川委員は、佐倉市にあるケアハウスくつろぎの里の施設長であり、千葉県高齢者福祉施設協会のケアハウス・軽費部会副部会長でいらっしゃいます。ケアハウスの施設管理やサービス提供等にご意見いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○早川委員

よろしくお願いします。

○事務局（施設管理係長）

続きまして、小島紀子（こじまのりこ）委員です。小島委員は、千葉県税理士会船橋支部副支部長でいらっしゃいます。財務の専門家として申請法人の財務状況や収支計画についてのご意見をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○小島委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（施設管理係長）

続きまして、児島和子（こじまかずこ）委員です。児島委員は、認知症の人と家族の会千葉県支部副代表でいらっしゃいます。利用者の視点から、施設やサービスについてご意見をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○児島委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（施設管理係長）

次に、土屋仁志（つちやひとし）委員です。土屋委員は、本市の健康・高齢部長です。よろしくお願いいたします。

○土屋委員

よろしくお願いします。

○事務局（施設管理係長）

続きまして、斎藤伸也（さいとうしんや）委員です。斎藤委員は、本市の地域包括ケア推進課長です。よろしくお願いいたします。

○斎藤委員

よろしくお願いします。

○事務局（施設管理係長）

以上でございます。

◆次第4「委員長の選任」

○事務局（施設管理係長）

では続きまして、次第の4「委員長の選任」に移ります。本委員会設置要綱では、委員の互選により選任する事となっております。皆様いかがでしょうか。

（小島委員が挙手）

はい、小島委員どうぞ。

○小島委員

藤野委員を推薦したいと思います。

○事務局（施設管理係長）

藤野委員を委員長にとのご意見です、皆様いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○事務局（施設管理係長）

では異議なしとの事ですので、本委員会の委員長は藤野委員にお願いしたいと存じます。

それでは続きまして、指定管理者選定委員会設置要綱第4条第4項において、委員長の事故等に備えて、あらかじめ委員の中から職務代理者を指名することとなっております。藤野委員長か

らご挨拶いただいた後指名を行っていただきまして、その後、議事進行をお願いいたします。

○藤野委員長

はい、藤野でございますよろしくお願い致します。皆様方のご協力をいただきながら、滞りなく審査が行われることを願っていますので、よろしくお願い致します。

では早速ですけど、職務代理者を指名させていただきますが、千葉県高齢者福祉施設協会ケアハウス・軽費部会副会長でいらっしゃいます早川委員がよろしいかと思えます。いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○藤野委員長

はい、では職務代理者として早川委員を指名させていただきます。

◆次第5「委員会の設置について」

○藤野委員長

では本委員会の設置趣旨と審議のスケジュールについて事務局の方からご説明の方をよろしくお願い致します。

○事務局（施設管理係長）

それではファイルの資料2をご覧ください。ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会の設置趣旨でございますが、長寿園は指定管理者制度、いわゆる公設民営により運営されており、その指定管理期間が令和4年3月で終了いたしますことから、次期指定管理者の選定を行う必要がございます。指定管理者制度は、民間の活力やノウハウを活用し、質の高いサービスを提供することを目的としております。このことから、選定にあたり、専門的な観点から評価・検討を行うとともに、選定過程の透明性、公平性を図ることを目的として選定委員会を設置します。

また、目標として①選定プロセスの透明性・公平性を確保すること。②民間の創意工夫が発揮されるよう努めること。③客観的な審査を通じて、実現性の高い優れた提案をした事業者を選定することとしております。

審議のスケジュールにつきましては、本日第1回選定委員会を開催し、募集要項の案と選定方法・採点基準の決定をします。その後は、記載してございますとおり、8月から9月にかけて書面審査の仮採点、9月中旬から下旬に第2回選定委員会、10月上旬から中旬に第3回選定委員会を行う予定です。第3回選定委員会終了後、委員長名で選定結果を市長に報告し、これをもって委員会は終了となります。以上です。

◆次第6「ケアハウス市立船橋長寿園の概要」

○藤野委員長

ありがとうございました。委員会はそうしますと、9月と10月、あと2回あるということでよろしいですね。はい、ありがとうございます。それで、ここについては特に何も無いと思いますので、次に、ケアハウス市立船橋長寿園の概要について事務局の方からご説明の方をよろしくお願い致します。

○事務局（施設管理係長）

それでは資料の3「ケアハウス市立船橋長寿園の概要」をご覧ください。1、施設の概要ですが、長寿園の定員は40名で船橋市ケア・リハビリセンターの中にございます。また、ケア・リハビリセンターは民間の社会福祉法人が所有している特別養護老人ホーム第2ワールドナーシングホームと併設となっております。

2、施設の目的ですが、身体機能の低下等により自立した生活を営むことに不安がある方で家族による援助を受けることが困難な方に対して、食事、入浴等の提供を目的とした施設です。

3の入所資格ですが、①市内に住所を有し、②60歳以上の方で、③自炊が出来ない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢のため独立して生活するには不安が認められる者であって家族による援助が困難なものであること。④ケアハウスを利用することにより自立した生活が可能となること。⑤は夫婦部屋の利用について記載しております。4、現在の職員構成は、記載のとおりでございます。以上です。

○藤野委員長

はい、ありがとうございました。何か質問等ございますでしょうか。

○早川委員

よろしいでしょうか。

○藤野委員長

どうぞ。

○早川委員

すいません、ちょっとイメージがあれなんですけど、要は併設施設でリハビリセンターと特別養護老人ホームが併設されて、1つの建物の中の一区画が市の持ち物という、そんな感じなんですか？そういうイメージで？

○事務局（施設管理係長）

ケア・リハビリセンターという建物が1つありまして、併設とはいってもある一部だけ共有部分があって、

（早川委員：連絡通路みたいな？）

はい、連絡通路みたいなのがあって、後程ご説明しますが共用部の中には機械室とか厨房とかそういう共用で使っている部屋があります。それとは別個で特別養護老人ホームが存在しますので、そういう意味での併設となります。

○早川委員

ありがとうございます。

○藤野委員長

ここは特定施設は付いていないんですよね？ある程度元気な方ということでよろしいんですよね？

特定じゃないんですね。はい、わかりました。

何か他にご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、では次に第7、募集要項の決定に移ります。今回の指定管理者募集に係る募集要項（案）の概要について事務局の方からご説明等お願いいたします。

◆次第7「募集要項の決定」

○事務局（施設管理係長）

それでは、資料の「4 募集要項（案）」の1ページ目次をご覧ください。募集要項の説明につきましては3つに分けて審議をお願いいたします。

まず、最初から「8 その他管理運営にあたっての留意事項」までをまとめて説明いたしますので審議をお願いします。次に、「9 指定管理者募集に関する事項」を説明致しますので、審議をお願いします。そして、次の「10 指定管理者候補者の審査・選定等」のうち、「（5）順位付けの方法」までは「選定方法評価基準の決定」の審議になりますので、後に回しまして「（6）審査結果の通知及び公表について」から最後の「13 業務の引き継ぎ」までをまとめて説明し、

ご審議をいただきます。よろしくお願いします。

皆様には事前に資料を配布させていただいておりますので、簡単に説明をいたします。また、説明の際のページ番号につきましては、すべて右端、左端にあります通し番号で申し上げますのでご了承ください。それでは13ページをご覧ください。

「1 指定管理者が行う管理の基本方針」として、施設の設置目的と管理の基本方針を示してあります。申請者はこの設置目的及び管理の基本方針を理解し、具体的にどのような管理運営を行うかを事業計画書により提案を受けることを考えています。ここでは、①から⑨まで9つの基本方針を示してあります。次に「2 施設の概要」ですが、こちらは先ほど説明させていただいたとおりです。続いて「3 指定管理者が行う業務」ですが、次のページのアからウの大きく3つに分類しております。アについてはケアハウス条例第3条及び第5条に規定するケアハウスの運営に関する業務。イは先程説明させていただきましたが、長寿園はケア・リハビリセンターという施設内にございますので、長寿園の施設管理のほか、施設内の共用部分に関することも業務としております。続いてウは、併設施設である第2 ワールドナースィングホームとの共用部分の設備に関することですが、長寿園はケア・リハビリセンター内にございますが、ケア・リハビリセンターは民間所有の特別養護老人ホームとの合築となっており、設備等を共用しております。このことから、指定管理者はこの部分の設備の管理についても業務を行うことになります。この業務については市と毎年委託契約を締結することを考えています。

次ページのエ、留意事項ですが、先程申しましたとおり、長寿園があるケア・リハビリセンターは民間所有の特養との併設となっておりまして、厨房は1つでございます。よって長寿園で単独で利用できる厨房がない旨を記載しております。なお、現状を申しますと、現指定管理者は併設の特養を運営している法人と同一でありますので、1つの厨房で2つの施設の食事を調理し、提供しております。

続いて、オ. 自主事業についてですが、指定管理者が自主的に行う業務について、事業計画書で提案をいただきたいと考えております。なお、現指定管理者が行っている自主事業は53、54ページに記載されております。

次に、「4 指定期間」ですが、現行と同じく5年間とします。

次に、「5 管理運営に関する経費等」です。長寿園の管理運営に関する経費は、利用料及び市が支払う指定管理料、委託料にて賄うものとします。予め指定管理料については参考金額を示し、この金額以下で提案をいただきます。

(1)「利用料について」ですが、利用料については指定管理者の収入となります。ただし、居住に関する費用については年度末の精算で市に返還となります。

(2)「指定管理料について」ですが、指定管理料は長寿園の運営分と施設管理料分から成り、参考金額は合わせて、28,280,387円です。

内訳ですが、長寿園運営分については、21,118,245円です。算出方法は18ページの表のとおりで、概算委託料から概算控除額を引いたものです。なお、長寿園運営分については年度末に利用者の実人数等を確定し、精算を行います。

続いて、施設管理分ですが、先程、15ページの業務のイで示した、施設のエレベーターの保守点検等の業務委託料で、参考金額は7,162,142円でございます。

(3) 委託料については、これも15ページの業務のウで示した「第二ワールドナースィングホームとの共用部分に関する管理業務」の委託料となります。これは、年度ごとに業務内容が異なりますので、1年契約で業務を行っていただきます。よって、委託料については事業計画書の収支計画には含めないこととなります。

(4) 修繕についてですが、30万円未満の修繕は、原則として指定管理者の負担、それ以上は

市の負担となります。

(5)、(6)は、物品及び消耗品の取扱いに関して市と指定管理者の区分を記載しております。

(7)市が負担する経費について、光熱水費は市が負担しますが、利用者が使用した分は直接、市に光熱水費を支払うものとしております。

(8)指定管理者負担金ですが、指定管理者が使用する事務室等の光熱水費及び施設管理費として、50ページ仕様書の2-(3)に定める額、ケアハウス利用者数×5,000円を負担金として支払うこととしています。

(9)事業所税については、記載のとおりです。

次に「6 リスク分担」についてですが、市と指定管理者のどちらがそのリスクを負うのか定めております。

次に「7 業務評価」についてですが、指定管理者として管理運営を協定書又は仕様書のとおり行っているのかを評価するものです。業務評価は公表し、改善を要するものは改善への取り組みを行うものとしております。なお、申請者が記載されている項目以外に独自に業務評価を行う場合は、事業計画書において提案を受けることとしております。

「8 その他管理運営にあたっての留意事項」ですが、(1)法令遵守、(2)損害賠償請求等への対応、(3)苦情等への対応、(4)事故及び災害等への対応について記載しております。

次に(5)職員配置及び職員研修ですが、法令で定められた以上の職員配置をすることとし、そのことについて事業計画書において提案を受けることと考えております。

次に、(6)個人情報の取扱い、守秘義務及び情報公開、(7)文書等の管理保存、(8)利用者の声の把握、(9)監査等への協力、(10)本市への報告等、(11)災害等発生時の対応、(12)障害者差別解消に係る配慮となっており、これらは施設を管理運営する際に守るべき事項や注意事項を記載しておりますので、詳細は資料をご参照ください。

「8 その他管理運営にあたっての留意事項」までの説明は以上です。

○藤野委員長

はい、ではここままで何かご質問等ございますでしょうか。

先ほど言われた厨房が、今の法人、同じ法人が料理をされているんだと思うんですけど、もしこれが法人別になった場合の取り扱い等どうされるのですか。

○事務局（施設管理係長）

考えられるのは、今の法人への委託ですとか、あとは厨房を使わずに外部委託でやるとか、そういうことは想定しています。

○藤野委員長

あ、外部委託。今の法人に委託する場合に、適切な価格で委託できるのかなとちょっと思ったんですね。べらぼうな委託費を請求されたら可哀想だなとか。

○早川委員

今実際は、その法人の自社営業とかなんですか、そこの厨房は。外注とか。

○事務局（施設管理係長）

そうです。自社営業です。

○早川委員

募る段階で共有するっていうのは厨房、まあ他にもありますけど、一番大きなあれだと厨房くらいですかね。

○事務局（施設管理係長）

厨房とあとその（早川委員：保守管理とか）機械室とかがあります。

○早川委員

厨房、難しいですね。

○小島委員

聞いていいですか。厨房、そのお任せしている会社が作っているわけですよね。それをそれぞれの施設に必要な人数分を渡しているということなんですよね。現状は。

○事務局（施設管理係長）

そうです。はい。

○藤野委員長

直営で作っているんですよね。

○事務局（施設管理係長）

直営です。第二ワールドナーシングホームを運営している法人が作っています。

○小島委員

それぞれ施設が違うので、その必要な人数分を提供しているという。

○事務局（施設管理係長）

それぞれの施設で必要な食数を提供しています。

○早川委員

すでにあれですよね、会計上按分されているんですよね。ケアハウスの会計とその他の事業の会計と。

○小島委員

自炊ができない程度の身体機能の低下が認められて書いてあるので、自分では作れないんじゃないかなと思うんです。

○早川委員

基本的にケアハウスは食事提供基準になっているんで。

○小島委員

あ、そうなんですか。

○早川委員

はい。

○藤野委員

いかかですか。何かご質問等ございますでしょうか。

○早川委員

すいませんちょっと。指定管理料の算定方法というところの、あの概算控除額のところで、サービス提供に要する費用4階層って書いてありますけど、これはサービス提供費の要は自己負担と船橋市側が出しているものの平均というか概算をだしている、4階層の金額でってことですよね。

○事務局（施設管理係長）

はい、まずあの概算委託額の方で13階層となっているのはこれはMAXの額を出して、そこから現状の長寿園の平均階層が4階層なので、まあだいたいこの程度かなということでそれを控除しています。

○早川委員

もうひとつ、この居住に関する費用というのは、これは光熱水費のことなんですか、それとも建物を建てたときの管理費というか居住の。

○事務局（施設管理係長）

管理費的なものです。

○早川委員

これは4階層の意味ってなんですか。

○事務局（施設管理係長）

こちらはサービス提供費用と階層をあわせて利用者の平均値をとっています。

○早川委員

これって全員固定じゃないですか。40名。あ、階層ごとに違うんですか、収入の。居住費も。おそらく全員固定かなと思っていたんですけど。

○事務局（施設管理係長）

資料のですね、43ページ、月ごとの居住費用が出てまして、これが実際にかかった実費ですね。これは一旦指定管理者の方で収入として受けて、後々市の方に返金していただくことになっています。

○早川委員

サービス提供に要する費用というのはおそらく、収入によって違うと思うんですけど、この居住に要する費用というのは一律だと思うので、4階層と書く意味があるのかなとちょっと疑問に思ったんです。

○藤野委員

収入に応じて減額することはないんですね、このケアハウスは。

○早川委員

ないんです。ただ船橋市の条例というか規定というか、基準がどうなっているのかなと。

○藤野委員

助成しているとかであればちょっとあるかもしれないですね。

○事務局（施設管理係長）

すいませんちょっとそこはもう一度確認します。

○藤野委員

要はこのあれですよ居住に要する費用は、市に戻して、サービスの提供というのは食事代とかああいうのだからそのかかっている、という事ですよ。

○早川委員

そうですね、サービス提供に要する費用はほぼ人件費が。はい。まあ生活費とかそういうものがおそらく、まあ食費とか、そういうことですよ。あ、生活費とかの区分けは委託費の中に書いていないので、おそらく含まれてるんじゃないかなと思っていたんですけど。

○藤野委員

わかりました。じゃあその次の委員会でもよろしくお願いします。このあたりでまだご質問等ございますでしょうか。

○早川委員

実際に仕様書も一緒に配られるんですよ。

○事務局（施設管理係長）

仕様書も、はい。

○早川委員

ひとつ仕様書の方もちょっと先の説明になると思うんですけど、仕様書とたぶん一緒かなと思うんですけども、募集要項の8の（5）職員配置及び職員研修の実施についてというところがあるんですけど、この下の方に、業務を実施する職員に対し、接遇、救命救急、個人情報の取り扱い、苦情解決、感染症への対策等の研修を必要に応じて実施してくださいとあって、まあ仕様書の方にも後でちょっと出てくるのでまあそこはそこでちょっとしたいと思うんですけど、今年4月に介護保険制度が改正されて、感染症はもちろんなんですけど、権利擁護、人権擁護ですかね、

人権擁護虐待防止についてのものについては、介護保険制度でも軽費老人ホームも基準でも要は入れることになっていると思うんですね。そこについて、3年の経過措置があるんですけども、その3年の経過措置はその研修、委員会の設置とかは、担当の設置とか、研修を実施するっていうのは3年経過措置があるんですけど、運営規定の中には、やりますよっていうことはおそらく謳わなくちゃいけないと思うんで、この要項の中にもちょっと入ってないといけないと思ったんですけども、その辺はまたちょっとご検討いただければと。ちょっと条例に関わることになってくると思うんで、まあその辺は、既に着手しているんであれば入れた方がいいのかな、なんか着手してなければ入れなくてもいいのかなっていうところですけど。そこら辺だけですかね。はい。

○藤野委員長

はい、ありがとうございます。介護保険改正ということですので、そのあたりも今回のところも肅々と踏まえて、まあ実際こういうかゆいところも出ては来ると思うんですけど、明確に示しておいた方が漏れなくていいのかなと思いますよろしくお願いします。あとはいかがでしょうか。よろしいですか。

はい、それでは次に募集手続きについて事務局の方からご説明の方をよろしくお願いします。

○事務局（施設管理係長）

それでは、25ページ、「9 指定管理者募集に関する事項」をご覧ください。

「(1)スケジュールについて」ですが、この後6月1日から募集要項を市のホームページに掲載します。応募者説明会と現地見学会を6月23日に開催いたします。質疑期間を6月24日から6月30日までとし、その回答を7月1日に市のホームページに掲載します。

応募期間は7月5日から8月4日までの1ヶ月間となります。

次に、募集要項には書いてありませんが、8月中旬から9月上旬において委員の皆様には書面審査の仮採点をしていただき、9月中旬から下旬の第2回委員会において書面審査を決定していただき、その結果を申請者へ通知いたします。10月上旬から中旬頃に面接審査を実施し、結果を通知します。

その後は令和3年第4回市議会定例会に議案として提出し、議決を得られれば正式に指定管理者として指定いたします。令和4年1月から指定管理者に変更があれば業務の引き継ぎを行ってまいります。

次に、「(2)指定管理者募集手続き」についてですが、先に述べたスケジュールのとおりです。

続きまして、27ページ「(3)申請資格」ですが、申請資格は指定期間中、安定して管理運営を行うことができる社会福祉法人で、令和3年4月1日現在、ケアハウスの運営実績を3年以上有するなど、①～⑪に該当する者が対象としております。

28ページ、「(4)申請の手続について」ですが、①から④までは、申請書類や提出方法、受付期間等を定めております。

次に、30ページ「⑤ 失格事項」では申請書類に虚偽や不正があった場合など審査の対象から除外する旨について記載しております。⑥は申請における留意事項となっております。

「9 指定管理者募集に関する事項」の説明は以上です。

○藤野委員長

はい、何かご質問ございますでしょうか。

これはあれですね、ケアハウスの経験が3年以上ということで、社会福祉法人の経験が長くてもケアハウス運営してないと対象にはならないということですね。

○事務局（施設管理係長）

3年以上ですね。

○藤野委員長

ケアハウスを3年以上やっていないと無理だという事ですね。よろしいでしょうか。

それでは、選定方法と採点基準は後程審議いたしますので、選定後の手続きについて事務局からご説明等をよろしくお願いいたします。

○事務局（施設管理係長）

それでは36ページ、「（6）審査結果の通知及び公表について」をご覧ください。ここでは申請者への結果の通知や公表の方法について記載しています。全ての申請者名、結果が公表されます。また、指定管理者候補者として選定された法人が提出した「事業計画」についても、本市ホームページで公表し、市議会へも提出されます。

「（7）協議の開始について」、「（8）指定管理者の指定について」、「（9）次順位者の取扱いについて」、「11 指定管理者との協定の締結」、「12 指定の取消し等」、「13 業務の引継ぎ」については、手続きが記載されておりますので資料をご覧ください。

選定終了後の内容の説明については以上です。

○藤野委員長

はい、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。特に大きな問題等無いと思いますので。それでは選定方法・評価基準を除く募集要項についての審議は以上終わります。

選定方法・評価基準を除く募集要項については、案のとおりといたします。ご意見があった先ほどの権利擁護的な部分についてはまたご検討いただきたいと思います。

なお、ここから先の審議につきましては、船橋市情報公開条例第7条第5号に該当する不開示情報が含まれるため、非公開となりますが、本日は傍聴人はおりませんので続けます。

それでは、次第8の選定方法・評価基準の決定の審議を行います。事務局からご説明の方よろしくお願いいたします。

◆次第8「選定方法・評価基準の決定」

非公開の審議等であるため、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第8条第3項後段の規定により記載を省略します。

○藤野委員長

ではよろしいでしょうか。最後事務局からその他連絡事項等ございますでしょうか。

◆次第9「その他」

○事務局（施設管理係長）

皆様、長時間のご審議ありがとうございました。

まず本日の審議でございますが、先ほど早川委員からもありました点、23ページですかね、（5）の職員研修のところの部分については事務局で再度検討したうえで、皆様にご通知したいと思います。

そのうえで募集の準備を進めてまいります。

続いて今後の日程でございますが、委員の皆様には書面審査の仮採点を8月下旬から9月上旬にかけて行っていただきます。資料につきましては本日のファイルとあわせて郵送いたします。

税理士の小島委員につきましては、資格審査にもご協力いただくため、少し早めにご連絡させていただきます。

また、第2回・第3回選定委員会の日程につきましては、後日各委員にご連絡いたします。

なお、皆様の中で長寿園の見学を希望される方がいらっしゃいましたら、日程調整しご案内い

たしますので、事務局にお申し出ください。

事務局からは以上でございます。

○藤野委員長

はい、ありがとうございました。

本日の審議を踏まえて、必要な調整は事務局の方で対応をよろしくお願いいたします。

これで第1回ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

○一同

ありがとうございました。

9 資料・特記事項

(1) 傍聴者配布用資料

- ・ 次第
- ・ 席次表
- ・ 資料1 令和3年度ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会委員名簿
- ・ 資料2 ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会の設置について
- ・ 資料3 ケアハウス市立船橋長寿園の概要
- ・ 資料4 ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者募集要項（案）
- ・ 資料7 関係法令集

(2) 特記事項

特になし

10 問い合わせ先

健康福祉局健康・高齢部高齢者福祉課施設管理係

047-436-3353